

質問に対する回答書

業務名：鹿沼市電気自動車充電器設置事業

No.	質問項目	質問事項	回答
1	仕様書 P1	<p>3 実施期間</p> <p>「基本協定」を締結し、その協定期間はおおむね3年とする。とあるが補助金執行団体・次世代自動車振興センターでは申請要件として、充電設備の保有期間が5年と定められています。これ以下の協定期間であると補助申請できない可能性があり、協定期間の延長を含む検討はできないか。</p>	<p>(1) 本市では、2つの協定を締結する予定である。</p> <p>ア 基本協定：EV 充電器設置候補地の検討及び国への補助申請等の事務処理など、今後の事業計画を定める協定とする。</p> <p>イ 個別協定：基本協定を基に、個別具体的な EV 充電器設置に係る協定とする。</p> <p>(2) 充電設備の保有期間については、イ個別協定において事業者様と取り交わすため、国の補助申請については問題が生じないものと本市は解する。</p>